

生駒市訓令甲第3号

生駒市事務専決規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年4月1日

生駒市長 山下 真

生駒市事務専決規程等の一部を改正する訓令

(生駒市事務専決規程の一部改正)

第1条 生駒市事務専決規程(平成2年4月生駒市訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第11号中「総務課長及び」を削り、同条第2項中「課長専決」を「施設長専決、主幹専決又は課長専決」に改める。

第7条第5号中「次条第1号」を「次条第1項第1号」に改め、同条第6号中「次条第2号」を「次条第1項第2号」に改め、同条第7号中「500万円」を「1,000万円」に、「次条第3号」を「次条第1項第3号」に改め、同条第9号中「次条第6号」を「次条第1項第6号」に改め、同条第10号中「次条第7号」を「次条第1項第6号及び第7号、第10条第1項第16号」に、「及び第19条第1項第10号」を「並びに第19条第1項第11号」に改める。

第8条第1項第3号中「重要物品」を「備品」に、「800万円」を「2,000万円」に改める。

第10条第1項第14号中「重要物品」を「備品」に、「500万円」を「1,000万円」に改める。

第10条の2第2号中「公文書」を「行政文書」に改め、同条第13号中「所管に係る重要物品の管理換え及び」を削り、「500万円未満」を「200万円以上1,000万円未満」に改め、同条第17号中「第20条第17号」

を「第20条第18号」に改める。

第12条第6号中「防災対策」を「危機管理対策」に改め、同条第8号中「第18号」を「第17号」に改める。

第13条第4号中「第18号」を「第17号」に改める。

第17条第3号中「第50条第1号」を「第50条第4号」に改める。

第19条第1項中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 1件200万円以上500万円未満の備品の処分に関すること。

第20条第2号中「公文書」を「行政文書」に改め、同条第5号中「第19条第5号」を「前条第1項第5号」に改め、同条第18号を同条第19号とし、同条第17号を同条第18号とし、同条第16号を同条第17号とし、同条第15号の次に次の1号を加える。

(16) 所管に係る備品の管理換え及び1件200万円未満の備品の処分に関すること。

第25条の2（見出しを含む。）中「防災対策課長」を「危機管理課長」に改め、同条第1号中「防災対策の」を「危機管理対策の」に改める。

第25条の4第1号中「コンピュータシステム」を「情報システム」に改める。

第28条（見出しを含む。）中「市民税課長」を「課税課長」に改め、同条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同号の次に次の3号を加える。

(6) 軽自動車等の標識の交付及び無効標識の押収に関すること。

(7) 土地及び家屋の異動通知の受理に関すること。

(8) 固定資産税の価格の通知に関すること。

第28条の2を削る。

第30条第1号中「人権啓発事業」の次に「及び人権教育事業」を加える。

第37条（見出しを含む。）中「児童福祉課長」を「こども課長」に改める。

第50条を次のように改める。

（建築課長の専決事項）

第50条 建築課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 建築物の仮使用の承認に関する事。
- (2) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）による優良住宅及び優良宅地の認定に関する事。
- (3) 建築物の動態調査報告に関する事。
- (4) 軽易な開発行為等の指導に関する事。

第50条の2を削る。

第51条を次のように改める。

（みどり景観課長の専決事項）

第51条 みどり景観課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 軽易な景観形成施策の企画及び調整に関する事。

第51条の3を第51条の4とし、第51条の2の次に次の1条を加える。

（公園管理課長の専決事項）

第51条の3 公園管理課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 都市公園等の使用許可に関する事。
- (2) 公園整備に伴う調査、設計及び監督に関する事。
- (3) 現場監督員の選任に関する事。

第57条各号を次のように改める。

- (1) 予定価格150万円未満の工事の施行、修繕、業務委託、物品の購入及び印刷製本等の起工に関する事。
- (2) 300万円未満の歳入の調定に関する事。

(3) 前2号に定めるもののほか、1件150万円未満の支出負担行為並びに支出命令及び用品調達基金への振替命令に関すること。

第58条第2号中「第19条第5号」を「第19条第1項第5号」に改め、同条第4号及び第5号を次のように改める。

(4) 所掌に係る事項に関する支出命令、用品調達基金への振替命令並びに歳入歳出外現金の受入通知及び払出命令に関すること。

(5) 予定価格100万円未満の工事の施行、修繕、業務委託、物品の購入及び印刷製本等の起工に関すること。

第58条に次の2号を加える。

(6) 100万円未満の歳入の調定に関すること。

(7) 前各号に定めるもののほか、1件100万円未満の支出負担行為に関すること。

(生駒市行政企画会議規程の一部改正)

第2条 生駒市行政企画会議規程（昭和45年11月生駒市訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

別表企画財政部会の項中「防災対策課長」を「危機管理課長」に改め、同表市民部会の項中「市民税課長、資産税課長」を「課税課長」に改め、同表福祉健康部会の項中「福祉健康部部長、」及び「、福祉総務課課長」を削り、「児童福祉課長」を「こども課長」に改め、同表都市整備・開発部会の項中「開発指導課長、建築指導課長、みどり推進課長」を「建築課長、みどり景観課長」に改め、「花のまちづくりセンター所長」の次に「、公園管理課長」を加え、同表水道部会の項中「水道局次長」を「水道局総務課長」に改め、「水道局総務課長、」を削り、同表教育総務部会の項中「、人権教育課長」を削り、同表生涯学習部会の項中「中央公民館長、南コミュニティセンター館長、北コミュニティセンター館長」を「施設管理課長」に改める。

(生駒市行政改革推進本部設置要綱の一部改正)

第3条 生駒市行政改革推進本部設置要綱(昭和60年6月生駒市訓令甲第5号)の一部を次のように改正する。

別表企画財政部会の項中「防災対策課長」を「危機管理課長」に改め、同表市民部会の項中「市民税課長、資産税課長」を「課税課長」に改め、同表福祉健康部会の項中「福祉健康部部長、」及び「、福祉総務課課長」を削り、「児童福祉課長」を「こども課長」に改め、同表都市整備・開発部会の項中「開発指導課長、建築指導課長、みどり推進課長」を「建築課長、みどり景観課長」に改め、「花のまちづくりセンター所長」の次に「、公園管理課長」を加え、同表水道部会の項中「水道局次長」を「水道局総務課長」に改め、「水道局総務課長、」を削り、同表教育総務部会の項中「、人権教育課長」を削り、同表生涯学習部会の項中「中央公民館長、南コミュニティセンター館長、北コミュニティセンター館長」を「施設管理課長」に改める。

(生駒市職員被服貸与規程の一部改正)

第4条 生駒市職員被服貸与規程(昭和46年4月生駒市訓令甲第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項から3の項までの規定中「防災対策課」を「危機管理課」に改め、同表の6の項中「防災対策課」を「危機管理課」に、「資産税課」を「課税課」に改める。

(生駒市人権教育及び人権啓発推進本部規程の一部改正)

第5条 生駒市人権教育及び人権啓発推進本部規程(平成14年3月生駒市訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

第9条中「、人権教育課」を削る。

(生駒市男女共同参画施策推進会議設置要綱の一部改正)

第6条 生駒市男女共同参画施策推進会議設置要綱(平成7年2月生駒市訓令甲

第1号)の一部を次のように改正する。

別表中「児童福祉課」を「こども課」に改め、「人権教育課」を削る。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。